資料３―２

令和３年６月
Ver1

事業継続計画
（自然災害発生時対応マニュアル）

作州津山商工会

■組織概要
（１）名　　称　　：作州津山商工会
（２）代表者職・氏名：会長　田村　正敏
（３）役職員数　　：常勤職員１４名（うち臨時職員１名）
（４）所 在 地　　：津山市新野東５６７－９

１．災害対策本部の設置

（１）災害対策本部の設置

①災害対策本部は、職場責任者の判断により設置する。また、関係地域に大規模地震特別措置法に基づく注意情報や警戒宣言が発表された場合にも設置する。

②災害対策本部は、原則として、自然災害発生後３時間以内を目途に設置する。

③災害対策本部は、安全の範囲内で、会館及び設備の状況確認を行い、災害対策本部の設置場所を決定する。

④安全性の確認は、別紙「建物の安全簡易診断基準」を活用する。

⑤建物の安全性が確認された場合は、現事務所内に設置し、確認出来ない場合は、津山市勝北支所内に設置する。

（２）災害対策本部の組織図と役割

①災害対策本部長（以下本部長）には、会長があたる。副本部長は、事務局長が務め本部長を補佐し、会長不在の場合は本部長代理を務める。

②本部長は、災害対策本部を指揮・命令し、統括する。

③本部長は、発災時、応急対応の指示を行った後、直ちに早期業務復旧に努める。

④本部長は、発災時、災害情報、被災情報等を収集・集約・分析し重要事項は、職員に迅速適切に伝達し、情報共有を図るものとする。

⑤職員は、本部長の指示に従うとともに、必要に応じて助言・提言を行い、応急業務・緊急対応・早期業務復旧支援にあたる。

⑥職員は、発災時に迅速な安全行動を取ったあと、本部長・副本部長または災害対策班長の指示に従い応急対応、安否確認、人員点呼、被災状況点検確認、被害軽減を図るとともに二次災害防止に努める。

《災害対策本部組織図》

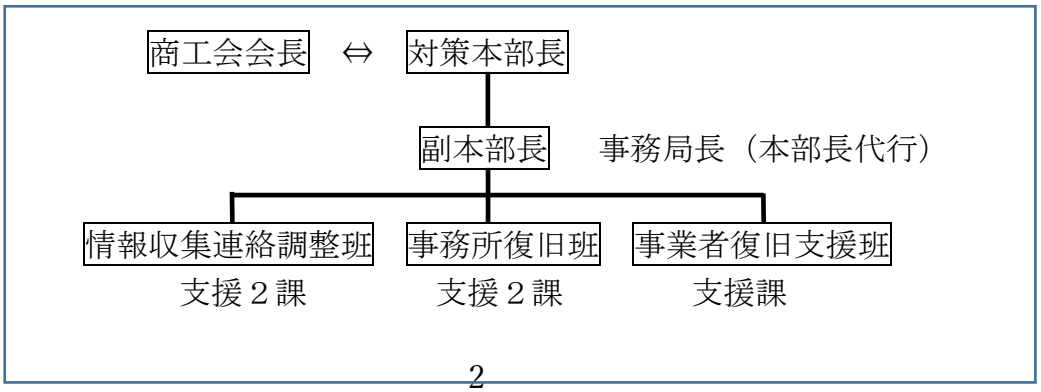

班長：同課課長　　班長：事務局長　　班長：同課課長

２．自然災害発生時の初期対応（就業時）

（１）初期対応内容・時期と事前対策

項　　目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
人命の安全確保	職員の安全確認及び避難（就業時）	発災直後	・避難経路・避難場所の安全確認 ・職員への周知・徹底
	職員の安否確認（就業外）	発災直後	・緊急連絡網の作成・確認
	役員の安否確認	発災後 ３時間以内	・報告手段・内容の指示
非常時の緊急時体制の構築	会長を本部長とした災害対策本部の立ち上げ	発災後 ３時間以内	・対策本部の要員・役割・設置基準を決定
被害状況の把握 被害情報の共有	管内事業者の被災状況確認（商工会を通じた商工被害の把握	発災後 ２４時間以内	・発災の可能性が生じた時点で報告手段・報告時間・報告内容を指示。 ・複数通信手段の準備・確保
その他の取組	県連サーバーの稼働状況確認	発災後 ６時間以内	・重要データの遠隔地バックアップ ・複数媒体でのバックアップ
	建物・事務所の使用可否を確認	発災後 １時間以内	・就業外における確認者として、近距離者を選定

（２）初期対応手順

①緊急速報受信時

携帯電話に「緊急速報」を受信した職員は、即座に事務所内の他の職員へ緊急速報を受信した旨を伝達する。（※職員は全員、緊急速報の受信を設定のこと）

②自然災害発生時の安全行動

緊急速報を見たり聞いたりした場合、災害の大小を見極めようとせず直ちに次の安全行動を行う。

ア）窓、転倒落下物、ガラス類、什器備品、照明器具の下などから離れ、身の安全を図る。

イ）同僚、来訪者に声をかけ安否を確認する。閉じ込められた人、負傷者がいた場合、火災が発生している場合は現場責任者に報告する。

ウ）身の安全、周囲の安否が確認できたら、避難等について現場責任者の指示に従う。

③職員の安全確認

自然災害発生後、ただちに職場責任者は職員の不安感、動揺を最小限にするために、声掛けを行う。職場責任者不在時は、その場の職員が相互に声をかける。

また、職場責任者は、災害発生時の職員の人数把握を行う。

※職場責任者：事務局長、支援課長、支援２課長

④応急救護・搬出

けが人が発生した場合は、自然災害によるガラス飛散、落下物等に留意しつつ応急処置・安全な場所への搬出を行う。

また、搬出などの作業や救護を行う場合、あるいは不慣れな場所へ移動する場合は、単独行動を避ける。

３．通勤時間帯及び休日に発災した場合の対応

（１）自分自身の命を守る

窓、転倒落下物、ガラス類、什器備品、照明器具の下などから離れ、身の安全を確保する。

（２）自分の安否を報告する

所属課長に安否・被災場所・被災状況等を報告し、以後の行動について指示を受ける。

所属課長は、原則、職員に自宅待機又は自宅に戻るよう指示する。ただし、通勤途中で職場に近い場合は、職場及び避難場所にて安全確保するよう指示する。

なお、公共交通機関や道路状況により自宅及び職場への移動が困難な場合は、被災場所の状況や公共交通機関の指示により、避難場所等で安全を確保する

（３）対策本部への報告

所属課長は課員の状況及び指示した内容を対策本部に報告する。対策本部は報告内容及び被災状況に応じて、今後の対応等について指示する。

（４）出勤者

通勤時間帯及び休日に発災した場合、管理職は可能な限り出勤し、施設の被災状況を把握する。被災状況により出勤が困難な場合は、その旨を対策本部長に報告する。

なお、大規模災害により出勤が明らかに困難または危険である場合は、対策本部長の自宅を臨時対策本部とし、発災後の対応に取り組む。

（５）役職員及び施設の被災状況報告

商工会の役員に被災状況をヒアリングし、対策本部にて取りまとめる。また、取りまとめた被災状況を岡山県経営支援課及び岡山県商工会連合会に報告する。

（６）連絡・報告手段

緊急連絡網（及び緊急連絡用の SMS）により、報告及び情報共有する。

４．２次災害防止対策（避難優先、最小限の作業）

（１）業務停止

①安全の確保がなされるまで、業務を停止する。この際、併せてコンピュータのログアウト等のシャットダウン、データ保存を可能な範囲で行う。

②業務停止の判断は職場責任者が行う。

（２）火気の使用停止と安全確認

①火気などの消火状況を確認する。（給湯室のガスの元栓、火の始末）

②安全確認がとれるまで電気機器のスイッチなどは操作しない。

５．避難・退避

（１）避難場所

■本部及び各支所避難場所一覧表

本部及び支所名	避難場所区分	避難場所名及び所在地
勝北本部	指定緊急避難場所 兼 指定避難場所	①津山市勝北文化センター・公民館 津山市新野東 584　　0868-36-2101
加茂支所		②津山市加茂町文化センター 津山市加茂町塔中 113-6　0868-42-7031
久米支所		③津山市久米公民館 津山市中北下 1271　0868-57-2936
奈義支所	一次避難場所	④豊沢コミュニティハウス 勝田郡奈義町豊沢 449-1　0868-36-4810
	長期避難場所	⑤奈義町文化センター 勝田郡奈義町豊沢 327-1　0868-36-3034

避難場所① 津山市勝北文化センター・公民館

避難場所② 津山市加茂町文化センター

避難場所③ 津山市久米公民館

避難場所④ 豊沢コミュニティハウス、⑤奈義町文化センター

（２）避難・退避の手順

①職場責任者は、２次災害防止対策を講じた後、職員に避難の指示を出す。

②建物倒壊の危険がある場合には、先ずは身体の安全を最優先とし、２次災害対策などを講じることなく、速やかに避難行動を行う。

③職場責任者は、逃げ遅れた者はいないか最終確認を行った上で、最後に避難する。

④職員は、予め定めた避難場所へ避難する。

※上記　■本部及び各支所避難場所一覧表及び地図の通り

⑤職場責任者は、緊急持出物品を携行する。

※緊急持出物品：名簿（役員、職員、商工会、関係団体等）、安全簡易診断基準

⑥避難場所に消防・警察などの責任機関の担当者がいる場合には、その者の指示に従う。

（３）残留者対応（帰宅困難者対応）

①帰宅困難な職員が生じた場合は、職場責任者が現場管理を行う。

②食糧などのライフラインの確保に努める（連絡手段は明確にしておく）。

③職場責任者は、管轄自治体などへ適宜情報交換を図り配給などの措置を講じてもらうよう交渉する。

④配給などは、残留者の人数を踏まえて受領し、他の被災者を十分考慮する。

（４）安否確認

①職場責任者は、安全が確認できない職員に対する安否確認を行う。

②緊急持出用の職員名簿などを基礎情報として、網羅的に確認作業を行う。

③確認は事前に設定している緊急連絡網に則って行うことを基本とする。

④当日、休暇中又は出張中の職員にも職場責任者が責任を持って確認作業を行う。

⑤当日、休暇中又は出張中の職員は、早急に自身の安否を職場責任者へ連絡する。

（５）行方不明者

①安否確認ができなかった職員への対策を講じる。

②地域を統括する行政機関（自治体・警察・消防など）に不明者のリスト（氏名・人数等）の提供を行い、捜索の依頼を行う。

③対策本部・地域行政機関より今後の対策に対して指示を受ける。

（６）死者への対応

①死者が出た場合には、自治体（警察）が決めた処置方法に従って対処する。

②遺体に対しては尊厳を守るための措置を講じる。

６．災害発生時の商工関係被害の把握及び報告

管轄する市町村内の商工関係被害について、商工関係被害等集計表（巻末資料）により、県経営支援課及び県連合会へ報告する。

また、関係各所に対する復興・復旧支援に係る連携や要望に活用するとともに、災害対策本部での対策立案に活用する。

７．商工業者への支援

（１）窓口での経営相談

中小企業・小規模事業者への窓口経営相談は、既存施策を活用した復旧・復興施策の紹介を行い、利用を提案する。

国・県・市等から新たな復旧・復興支援施策が示された場合は、新しい施策の周知と活用を支援する。

（２）支援施策等の情報発信

支援施策の周知はチラシ・ダイレクトメール・ホームページなど幅広く取り組む。

支援施策の情報発信を確実に行うため、巡回・窓口でのチラシ手渡しと口頭での内容説明に努める。

新たな復旧・復興支援施策の情報発信は遅滞なく行い、制度内容がわかりやすいチラシの作成や直接口頭で説明を行うことに取り組む。

８．国・県等との連携

復旧・復興支援施策をより有効に活用するための情報交換を行う。

被災事業者に対し復興施策の周知・活用を促すため、国・県の支援を得ながら必要に応じて説明会・個別相談会等を開催する。

また、関係各所に対する復興・復旧支援に係る連携や要望に活用するとともに、災害対策本部での対策立案に活用する。

９．被災商工会への支援

（１）物資支援の方針

商工会連合会からの支援物資の要請により、可能な限り対応する。また、支援物資については、被災状況を勘案した上で、必要に応じて会員に協力を求める。

（２）人的支援の方針

人的支援が必要な場合は、商工会連合会に支援を要請する。

なお、全国連及び他県商工会等から支援の申出については、自商工会に不足が生じないよう配慮しながら、個別に対応する。

（３）募金活動の方針

商工会窓口に募金箱を設置し、募金活動を実施する。

ただし、募金箱の設置場所については、被災状況に鑑みること。

１０．訓練の実施

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、初動対応、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、本計画に沿って、以下の訓練を実施する。

（１）訓練の種別

①情報の収集伝達訓練

緊急連絡網及びSMSにより、必要な連絡が確実に行き届くかどうかを確認する。

②初動対応訓練（人命の安全確保）

職員の安全確認（就業者及び休業者）、避難場所への避難を実施する。

（２）訓練の時期及び回数

情報の収集伝達訓練及び初動対応訓練を年１回以上実施する。

訓練の実施日は原則として、防災の日（９月１日）とする。

１１．発災時の備え

安全確保及び事業継続性向上のため、以下の防災品等を事務所に備える。

【防災備品】

・工具・軍手・対塵手袋・ロープ・ヘルメット・飲料水・懐中電灯

・携帯ラジオ・乾電池・救急医療薬品（胃腸薬や消毒液、包帯）など

１２．事業継続活動の目的及び災害リスク等

事業活動概要	当商工会は、本部と支所３箇所の計４ケ所の拠点があり、管内に約６５０人の会員を有し、人的サービスを主とし、管内商工業者に対する国・県等の施策を活用した経営支援や地域の持続性向上につながる支援を実施。
事業継続に取り組む目的	発災時には、相談機能及び情報受発信機能の継続と管内商工業者及び地域の早期復旧に努める必要があるため。
重要業務・中核業務	管内商工業者の被災状況把握 中小企業・小規模事業者の相談窓口機能 支援施策等情報発信 国・県等との連携（把握情報等の報告含む）
地域の災害リスク （地震・洪水・台風等）	■地　震 最も近い断層帯(那岐山断層帯)からの距離と、今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率 ・勝北本部　断層帯からの距離　約６ｋｍ　1.4% ・加茂支所　断層帯からの距離　約６ｋｍ　1.5% ・久米支所　断層帯からの距離　約５ｋｍ　1.9%

	・奈義支所　　断層帯からの距離　1ｋｍ以内　　3.3% 当商工会の本部・支所は、地震時の表層地盤の揺れやすさが、“ゆれにくい”もしくは“ややゆれにくい”地域となっており、建物倒壊リスクは低いと思われる。 ■洪　水 ・勝北本部　　標高　170.43m ・加茂支所　　標高　226.13m ・久米支所　　標高　128.06m ・奈義支所　　標高　243.27m 当商工会の本部・支所は、周辺に大きな河川が少ないことから洪水による浸水リスクは低いものと考えられる。 ■土砂災害 ・土石流危険渓流・・・・非該当 ・地すべり危険個所・・・非該当 ・急傾斜地崩壊ケ県箇所・非該当 当商工会の本部・支所は、土砂災害の可能性について、すべて非該当地域となっており土砂災害危険リスクは低いと思われる。 ■台　風 台風の接近数　天気予報で全国を 13 地域に区分する場合、台風接近数の平年値は 13 地域中 10 番目となっている。 岡山県地方は比較的風の弱いところであるが、顕著な台風の接近時には内陸部にある当地域においても 20m／s 以上の暴風となることがある。 特に旧勝北町から奈義町付近でみられる北よりの局地風である広戸風は、風速40～50m／s の暴風を引き起こし山林の大規模な倒木や家屋、農作物が大きな被害を受けることがあるため、特に当商工会の勝北本部及び奈義支所は台風被害リスクは高いと思われる。
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	■人員に関する影響 ①職員の出勤不可　　②活動人員の不足 ■建物・設備に関する影響 ①事務所使用不可（建物倒壊含む）　②通信機器使用不可 ③浸水による保存文書の水損 ■情報に関する影響 ①蓄積データ（PC 内及びバックアップデータ）の水損 ■その他の影響 ①電気・水道等ライフラインが供給停止 ②公共交通機関の運行停止　　③近隣道路の通行止め ④管内商工業者の被災

１３．事務局機能維持に必要な書類等

書類等名	保管場所	保管媒体
職員名簿	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
役員・会員名簿	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
定款・諸規定集	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
帳簿 （経理データ・決算申告書）	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
職員緊急連絡網	職員に配布の上、専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
行政・商工会等連絡先一覧	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
公印・銀行印	金庫に保管	
預金通帳・証書 （預金情報一覧表含む）	金庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
権利書・保険証書	金庫に保管	
切手・印紙	金庫に保管	
決算・申告データ （事業者分）	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
PC・モバイル通信機器		
携帯電話		

送信先：岡山県経営支援課　商業・団体支援班　あて
(E-mail：keiei@pref.okayama.lg.jp / FAX：086－224－2165)
※メール・FAX送信後、ご一報ください。
平日（8：30～17：15）：経営支援課086－226－7353
平日時間外・土日・祝日：経営支援課公用携帯090－4696－8197

報告日時	月　日　時	商工団体名	
担当者名		連絡先	

令和○年○○○○○による商工関係被害等集計表

	発生場所		被災対象				被害額（合計）（単位：千円）	※被災前の状態に復するために必要な額			被害状況	備考	市町村からの情報
	市町村名	地名（大字）	事業所等名（※支店名等まで具体的に）	業種（※その他の場合は具体的に）	会員・非会員	従業員数		土地・建物・土砂撤去	機械設備	商品・原材料・仕掛品等			
例	○○市	○○町○○	○○商店街 ○○商店○支店 ○○(株)○営業所等	建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業、その他（○○業）	会員	○○	○○千円	○○千円	○○千円	○○千円	浸水により商品在庫(○○千円)が毀損、建屋破損に伴い加工設備(○台)が故障　等		○
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※被災した事業所（支店、営業所）ごとに記載をお願いします。

※市町村名、業種、被災件数（事業所等数）、被害状況は公表される場合があります。

■参考資料：地震発災時直後における建物の安全簡易診断基準

※　建物等の安全診断基準（下記項目に該当する記号に〇をつける）							
	チェック内容	該当事項	A	B	C	D	E
1	建物周辺で地滑り、がけ崩れ、地割れ、噴砂、液状化が見られるか？	A. いいえ B. 見られる C. 多く見られる					
2	建物の沈下又は建物周辺の地盤が沈下しているか？	A. いいえ B. 10 ㎝以上沈下している C. 20 ㎝以上沈下している					
3	建物が傾斜していないか？	A. いいえ B. 傾斜しているような気がする C. 明らかに傾斜している					
4	床が損傷しているか？	A. いいえ B. 少し損傷している C. 損傷している					
5	柱が損傷しているか？	A. いいえ B. 表面が少し剥離している C. 大きな亀裂が入っている D. 鉄筋、鉄骨が見える E. 柱がつぶれている					
6	壁が損傷しているか？	A. いいえ B. 表面が少し剥離している C. 大きな亀裂が入っている D. 鉄筋、鉄骨が見える E. 壁が崩れている					
7	火災は発生しているか？	A. いいえ B. 不明 C. 煙が漂っている					
8	危険物・ガスが漏洩しているか？	A. いいえ B. 不明 C. 漏えいしている					
合　　計							

危　険＝C、D、Eが一つでもある場合は「立ち入り禁止」とする。
要注意＝Bが一つでもある場合は余震などに細心の注意を払った場合のみ「立ち入り注意」とする。
安　全＝すべてAの場合、「立ち入り可」とする。